

古典的アソシエーションリズムの現代的再生

P.Q.ハーストのG.D.H.コール解釈をめぐって

福地 潮人*

イギリスの政治学者P.Q.ハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論は現代ガバナンスの問題を考える際に非常に有意義な議論である。彼の議論の下敷きとなっているのは前世紀初頭のイギリス政治的多元主義思想、なかでもとくに青年期G.D.H.コールのギルド社会主義論である。本稿はこのコールのギルド社会主義論を取り上げ、ハーストがこの古きアソシエーションリズムの思想から何を読み取っていったのか検討した。コールの主張はアソシエーション観や国家観の面でハーストに問題視されている。しかし、コールのアソシエーションのサービス供給体としての側面を重視する姿勢はハースト・モデルにも受け継がれており、本稿はむしろこの点にこそ大きな問題があることを指摘した。

キーワード：アソシエーティブ・デモクラシー，P.Q.ハースト，G.D.H.コール，ギルド社会主義

目次

はじめに

1. イギリス政治的多元主義とギルド社会主義
 - (1) イギリス政治的多元主義の特徴
 - (2) ギルド社会主義思想の系譜
 - (3) ギルド社会主義者G.D.H.コール
2. G.D.H.コールのギルド社会主義論
 - (1) 「機能」の原理とアソシエーション
 - (2) 機能的民主主義とギルド社会
 - (3) 国家の機能とコミュニケーション
3. ハーストのコール解釈
 - (1) ギルド社会主義思想の再生
 - (2) ハーストのみるコールのアソシエーション観
 - (3) コール对国家観に対するハーストの見解

結 び

はじめに

先進資本主義諸国においては近年、NPOやNGO、各種クラブなどボランティア・アソシエーションの活発な活動が大きな注目を集めている。また、このような状況を背景に、それらボランティア・アソシエーションのガバナンス・アクターとしての役割に対する期待も大きくなっている。ここでいうガバナンスとは、ごく平たく言えば社会や経済を調整するための仕組のことであり、これは一元的な「統治」とは区別される概念である。すなわち、政策過程における政策形成、決定および遂行、評価などの一連のプロセスへの、多元的なアクターの参画を通じてなされるどころの「協治」のことであ

* 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

る。70年代以降、国家による一元的な「統治」が限界を迎え、80年代以降の新自由主義による市場原理主義型ガバナンスももはやオルタナティブではないことが明白になっている。そのようななか、ボランタリー・アソシエーションはこれら国家や市場の不完全なガバナンス機能を補完しうる存在として期待されているのである。

イギリスの政治学者P.Q.ハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論も上述のような背景から登場した議論である。彼の議論は「市民社会」を構成するボランタリー・アソシエーションを、経済問題や社会福祉の問題を解決する上での主要なガバナンス・アクターとして、積極的に位置づけていこうというものである。ハーストは「個人の選択の自由」を重視しつつも、これを単なる原子化された市民各個人の手によってではなく、アソシエーションという市民諸個人間に形成される協同関係を通じて達成することを主張する。そして、この観点から提示された彼の制度モデルは、単にアソシエーションのみならず、国家や企業の改革まで視野に含めた体系性を有しており、単なる市民セクターの確立を狙ったものではないという点で大きな意義がある。

しかし、このような大きな意義がある一方で、彼の議論には難点もある。彼の議論は市民を一面的に「消費者」と捉える傾向があり、また、アソシエーションについても、その社会サービス供給体としての側面だけがことさら重視され、社会運動体としての側面は軽視されている。ジェンダーや環境問題、障害者問題など様々な課題に取り組む社会運動型のアソシエーションが、多方面に渡る活動を活発に展開している現在の状況から言えば、この点には克服されるべ

き課題があるとわれわれは考える（拙稿 1999 および2001）。

それでは、なぜハーストは上記のような社会運動体としての側面を軽視する姿勢をとるにいたったのであろうか。われわれはこの問いに対する答えを、ハーストの議論に大きな影響を与えたG.D.H.コールのギルド社会主義論に見出すことができる。よく知られているように、上述のようなハーストの議論は、19世紀末から20世紀初頭にかけて隆盛を極めたイギリス多元主義の思潮を現代に蘇らせることをねらいの1つとしている。そして、ハースト自身が認めているとおり、そのようなイギリス政治的多元主義のなかでも、彼のアソシエーティブ・デモクラシー論にとくに大きな影響を与えているのがG.D.H.コールのギルド社会主義論である。ハーストはコールら政治的多元主義者たちの思想を批判的に精査し、これらが原理的に有する難点を認め、これを超克した上で再生しようと試みた。しかしながら、同時に彼はその過程で、コールから先のような問題点、すなわちアソシエーションの運動体としての側面を軽視する姿勢を無自覚にも継承してしまった。

ハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論そのものは現代ガバナンスと市民社会をめぐる問題状況を照射しようと試みるものであり、市民社会を中心にすえたガバナンスの可能性を示す議論としても大きな意義がある。しかし、今後この議論をさらに有用なものとして発展させていく上で、上述のような難点の解決は必須である。そのためにも、われわれは今一度ハースト・モデルの思想的源流であるコールの主張に立ち返った上で、そこから改めてハーストの議論を読み解いていかなばならない。

以上を踏まえながら、本稿ではイギリス多元

主義の思潮，なかでもハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論の源流ともいえるG.D.H.コールのギルド社会主義論とこれをめぐるハーストの解釈を取り上げる。ハーストは自らのアソシエーティブ・デモクラシー論を構想する上でコールに何を見出したのか。とくに両者の国家観，アソシエーション観の相違点あるいは一致点に注目しつつ，これらを検討し，ハースト・モデルに対する理解をさらに深めていくことが本稿の最終的な目的である。

以下，まず第1章では，イギリス多元主義におけるG.D.H.コールの位置づけについて簡単にみておく。続いて第2章では，アソシエーションや国家など，コールの思想を構成する諸々の基本的概念を中心に把握することで彼のギルド社会主義論を概観する。そして，最後に第3章で，これらコールの思想をハーストがどう読み取ったのか，検討していく。

1. イギリス政治的多元主義とギルド社会主義

(1) イギリス政治的多元主義の特徴

冒頭でもふれたように，ハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論は，彼自身がアソシエーションナリズムと呼ぶ19世紀に始まる思想的伝統を，冷戦後の現代社会に再び蘇らせることを1つのねらいとしている。ここでハーストのいうアソシエーションナリズムとは，誰か特定の一思想家の主張を指しているのではない。ハーストがこの思想的伝統の系譜に位置づけている思想家たちの名前をみると，そこにはオウエンやホリヨーク，ブルードンといったいわゆる「空想的社会主義者」やアナキストたちから，ドイツの法学者ギールケのアソシエーション論を継承したメートランドやその門下のフィッグ

スライギリスの思想家たち，さらにこのフィッグスの影響を受けつつ，1910代末～20年代半ばにかけて多元主義者として精力的な理論活動を行ったG.D.H.コールやラスキなどにいたるまで，極めて多種多様な論者が含まれていることがわかる。

一見するとこれらの論者の主張の間には，「主義 -ism」として一括りにできる程の一思想体系としての統一性はうかがえないように思われるだろう。ところがハーストは，これらの論者の主張が次の2点において共通した特徴を備えているという。彼によるとその1つは，非資本主義的な協同と互惠の原則を機軸に，経済的分権化を強く主張する，という点であり，もう1つは，集権的で権威的な国家を批判し，その代替としてラディカルな連邦主義と政治的多元主義を提唱する，という点である（Hirst 1994: 15）。もちろん，捧も指摘しているように，ハーストは上述のような論者たちの思想を，すべて等しく重要なものとして扱っているわけではない（捧 1997: 26-27）。ハーストが重視しているのは，上記のなかでもフィッグス，コール，ラスキといったイギリス政治的多元主義者の主張である。

イギリス政治的多元主義はしばしば「哲学的ブルラリズム」ないしは「哲学的・規範的ブルラリズム」と称されている。レイサムによれば，それは「(不完全ながらも)体系的 systematicであり，概念的，演繹的 deductive，そして規範的」といった諸特徴をもっており，「仮定的 hypothetical，試論的 experimental，経験的，そして記述的」なアメリカ政治的多元主義（「分析的ブルラリズム」または「分析・記述的ブルラリズム」）とは区別される（Latham 1952: 380，中野 1997: 18-19）。くわえて，中野

によれば、イギリス政治的多元主義は、労働者階級の政治的団結を強調しつつも、その他の職能団体、教会、大学、クラブなども含めた、あらゆるアソシエーションの「共存・競合とそれらの自治権を主張」し、国家を「価値的には」他の集団と同等のアソシエーションとみなしつつも、「機能的には他の諸集団の上位におく」、という2つの特徴をもっている（中野1997: 47）。

これらの諸特徴のうち、とくに最後の点は、イギリス政治的多元主義においては、アソシエーションのみならず国家が常に議論の射程に含まれていたという点で非常に重要である。このような国家を捉えていく視点を有しているからこそ、国家を理論的に対象化し、批判していく視座も獲得しえる。そして実際、ハーストも言うように、イギリスの政治的多元主義者たちは「際限のない国家主権論と、そのような主権を権力のヒエラルキーの内に実体化させる一元的、集権的な国家を主張するような諸理論に挑戦した」のであり、原理的には「強烈な反国家論者」たちですらあった（Hirst 1989: 2-3）。

イギリス政治的多元主義に特徴的にみられるこのような反国家的な色彩は、この思潮が登場した19世紀末～20世紀初頭のイギリス思想界の状況に起因している。日下が詳細に述べているように、フィッグスが登場する以前のイギリス思想界を支配していたのはT.H.グリーンやボザンケなどに代表される「理想主義学派」¹⁾であった。「理想主義学派」は基本的には「『公共善』（……）の観点から、国家の価値を称揚し、その積極的機能を正当化する一派」であった。さらにこの学派の思想には、「国家を社会と同一視し、国家をあらゆる社会の側面を包括する一体的共同体と見なす」という「一元的国家論」

の視点が含まれており、国家主権の拡大とこれによる市民社会への干渉を大幅に認める傾向があった（日下1984: 34-49）。そして、このように国家主権を無制限に認めてしまうような、当時のイギリス思想界の論調に対する批判思想として登場したのが政治的多元主義であった。

このような国家に対する批判的視座は、旧ソ連邦などに代表される中央集権的な社会主義諸国がすでに崩壊し、かつて「西側」と呼ばれた先進資本主義諸国においても既にケインズ主義的福祉国家の限界が明白となっている現在、ますます重要になりつつあると言えよう。しかし、ハーストのみとすると、このような理論的可能性は、一方のアメリカ政治的多元主義からは引き出すことはできない。彼によれば、アメリカ多元主義ではデモクラシーが「安定的で制度化された政治的競争の一形態」として規定され、アソシエーションもこの政治的競争過程の一部をなすものとして考えられている。そして、ここでの国家は諸利益間を取り結ぶ非自律的な「媒介ネットワーク」として取り扱われており、理論化の対象としてもさしたる関心は寄せられてはいない（Hirst 1989: 3）。

（2）ギルド社会主義思想の系譜

さて、このようにアメリカ多元主義とは本質的に大きく異なった特徴をもつイギリス政治的多元主義であるが、なかでもハーストのアソシエティブ・デモクラシー論にごく直接的な影響を与えているのはG.D.H.コールの思想である。G.D.H.コールといえば、計画経済や社会主義に関する著作、あるいはルソー『社会契約論』の英訳書などの純然たる学術書はもとより、詩や探偵小説にいたるまで、生涯にわたって膨大な数の著作を残した思想家として知られてい

る。コール研究者として有名なA.W.ライトはその著書『G.D.H.コールと社会主義者の民主主義』の巻末でコールの著作リスト²⁾を示しているが、これにあげられている文献をざっと数えただけでも、著書だけで100以上、寄稿論文やパンフレットなどを含めると500近くにも上る（Wright 1979: 283-296）。

このように「多産な」思想家であったコールの著作のうち、ハーストが主に参照にあげているのは1920年に書かれた『社会理論』と、同年に書かれた『ギルド社会主義再論』の2つの著書³⁾である（Hirst 1994: 214-215）。これら2つの書は、周知の通り、青年期コールの代表的著作としてのみならず、ギルド社会主義思想を代表する著作としても知られている。

ギルド社会主義とはそもそも、ごく端的に言えば、メートランドやフィッグスらイギリス政治的多元主義者の描いた多元主義国家を、中世の職能集団ギルドにおける手工業者の自治と連帯を現代産業社会に再現することを通じて、達成していこうという主張である（ニコルス 1981: 93 - 94）。このギルド社会主義思想の系譜には2つの流れが認められる。1つはローカル・ギルド派と呼ばれる一派であり、ここには著書『ギルドシステムの復興』（1906）においてギルド社会主義を最初に唱えた建築家ペンティ（Penty, A.J.）や、『ギルド国家』（1919）の著者テイラー（Taylor, G.R.S.）が含まれる。2つにナショナル・ギルド派と呼ばれる一派であり、ここには『新時代』（*New Age*）誌の編者オレイジ（Orage, A.R.）や、その主要な寄稿者であり、自ら「マンチェスター建築ギルド」の指導にあたったホブソン（Hobson, S.G.）、そしてとりわけ中心的な人物としてG.D.H.コールがいる⁴⁾。ローカル・ギルド派は、機械制

工業により頂点に達した「商業主義」を資本主義の害悪と見なし、これにかえて、中世のような小規模で、地域的にも限定されたギルドを単位とする手工業基盤の経済を確立しようと主張する⁵⁾。このように中世社会の賛美、理想化というロマン主義的傾向のあったローカル・ギルド派に対し、ナショナル・ギルド派は、すでに全国レベルでの経済活動が多種多様に展開されている現代においては、中世的な一地方のギルドのみをもって産業問題の解決を図るには限界があることを現実として認め、ナショナルなレベルでのギルドの創設をも視野に含めた、より現実的な議論を展開した（室伏 1920: 243-250およびWright 1979: 72-79）。

このようにローカル派が中世ギルドシステムの忠実な再現を頑なに主張する⁶⁾のに対し、ナショナル派はあくまでも現代産業社会をとりまく現実のなかでのギルド制度の実現可能性を最大限に重視する。この点ではたしかに、小坂も指摘しているように、ギルドという名称のそもそもの由来からすれば、前者のローカル・ギルド派がこの思想の「源流」とも言えなくはない（小坂 1984: 145）。しかし、実際の運動としてのギルド社会主義運動はナショナル・ギルド派を主流派として展開された。とくに、1915年以降のこの運動の中心はフェビアン協会を脱退したコールによって設立された「ナショナル・ギルド連盟」であった。また、何よりこの「連盟」には一方のローカル・ギルド派の中心人物ペンティも主要メンバーとして名を連ねていた（室伏 1920: 252）。こういった事実からも、ナショナル・ギルド派の主張こそ、当時のギルド社会主義運動の主流を占めた典型的思想として、より大きな重要性をもっているといえよう。

（3）ギルド社会主義者 G.D.H. コール

以上のようなナショナル・ギルド派の中心人物として、1910年代半ばから1920年代初頭までのイギリスのギルド社会主義運動を、理論面でも、実践面でも主導していたのが G.D.H. コールである。では、コールとはいったいどのような人物であったのか。以下では、コールがギルド社会主義思想に至るまでの足取りをごく簡単に見ておこう⁷⁾。

G.D.H. コール(Cole, George Douglas Howard) は1889年9月25日、南イングランドの実業家の末子として生を受けた。不動産業を営んでいた彼の父親ジョージはイギリス保守党の党员であり、イギリス国教会の敬虔な信徒でもあった。成長期にはそのような保守的な環境にあったコールが社会主義運動の道を歩むきっかけとなったのは、セント・ポールズ・スクールの学友に紹介されたウィリアム・モリスの著書『ユートピア便り』であった。モリスの説く労働の美に深く感銘を受けたコールは、その後の1908年、オックスフォード大学に入学した後、間もなくフェビアン協会に入会する。そして、このフェビアン協会への入会がその後の彼の生涯を大きく左右することになる。

コールが入会した当時のフェビアン協会は、労組の協調路線、そして議会制を通じた漸進的な社会改良を支持し、国家による産業統制の必要性を唱えるウェッブ夫妻の「集産主義」が主流を占めていた。しかしその一方、労働運動の全体状況を見渡せば、第一次大戦前の「大不安 the Great Unrest」に煽られたトム・マンらサンディカリストが1910年以降、戦闘的な組合運動を展開していた(Morton and Tate 1956: 237-239)。また、フェビアン協会を離脱したオレイジらは、『新時代』誌を通じて、既成の労

働運動を批判しつつも自らのギルド社会主義思想を急速に伝播させつつあり(コール [林 他訳] 1957: 90 - 91)、ウェッブ流の「集産主義」路線に対しても、疑問を唱える声次第に大きくなっていく時期でもあった。われわれが次章で見るように、上のような当時の英国労働運動界の状況と、そこにおけるコール自身の立場は、その後1920年に著された『社会理論』において彼が示した独特のアソシエーション観にも、確実に反映されることとなる。

さて、上述のような状況の中にあって、ウェッブ夫妻の主張にかねてから疑問を抱いていたコールは、彼の初めての著書『労働の世界』を著した1913年以降、ギルド社会主義に大きく傾倒していく。その後、協会の執行委員となったコールは、協会の労働党からの脱退を主張するなど、ウェッブら主流派に猛然と反旗を翻した⁸⁾が、多数のメンバーの賛意は得られなかった。そして、1915年にはついに協会から離脱し、「ナショナル・ギルド連盟 the National Guilds League」を創設する⁹⁾。以降、この「連盟」が実質的に崩壊する1923年までの間、ギルド社会主義運動の中心人物として精力的な活動を展開したのである。

2. G.D.H. コールのギルド社会主義論

以上のようなコールの思想的位置づけを踏まえた上で、本章では『社会理論』および『ギルド社会主義再論』の2つの著作を手がかりに、コールの唱えるギルド社会主義像の概要を把握していく。コールの主張の検討に入る前に、ハーストがこれら2つの著書を自身のアソシエティブ・デモクラシー論との関係でどのように位置づけているのか、その点についてまずは確

認しておこう。

前章でもふれたように、あまたあるコールの著作のうち、ハーストが特に重視しているのは『社会理論』と『ギルド社会主義再論』の2つである。前者は、彼のギルド社会主義論の基盤となる諸原理を体系的に述べた青年期コールの代表的著作の1つである。1920年に書かれた本書ではコミュニティやアソシエーション、国家など、ギルド社会を構成する諸単位についての概念整理に多くの部分が費やされており、ギルド社会主義のみならずイギリス政治的多元主義の理論的基盤を発展させた著書でもある。この点で『社会理論』は、ハーストが指摘するように、著作ごとに目まぐるしく主張を変化させ、一貫した議論を展開しなかったコールにあって、例外的な重要性を保っている（Hirst 1989: 12）。

一方、『ギルド社会主義再論』では、『社会理論』における諸原理および諸概念の整理を受けながら、これらの諸原理・諸概念に立脚したより具体的なギルド社会像が提示されている。先の『社会理論』と比べると、本書の理論的抽象度はそう高くはなく、どちらかと言うとコール自身の具体的な政治的主張を述べたものといった趣が強い。そのせいもあってか、ハーストは本書については直接的にその重要性を強調してはいない。しかしながら、『アソシエーティブ・デモクラシー：経済的・社会的ガバナンスの新たな形態』の巻末で彼は、自身のモデルがそもそもは、この『ギルド社会主義再論』でコールが描いた理想社会像の「現代版」という意味で着想されたものである、という旨を明白に述べている（Hirst 1994: 201）。この点からも、本書の意義を重視するハーストの姿勢は充分にうかがえるだろう。

さて、ここでこれら2つの書において唱えられたコールの主張の特徴をあらかじめ述べておけば、「機能」の原理にもとづいて形成される諸アソシエーションの社会的役割を強調している点、議会制民主主義を批判し、これの代替としての「機能的民主主義」を主張している点、国家機能の検討を通して、最終的には国家主権を否定し、これに代えて「コミュニティ」の概念を提示した点、の3点にまとめられるだろう。以下、本章では、主にこれら3点について検討することを通して、コールのギルド社会主義論の概要を把握していくことにしよう。

（1）「機能」の原理とアソシエーション

コールのギルド社会主義論の特徴として、まず第1点目にあげられるのは、アソシエーションの社会的役割を強調している点である。「アソシエーション」とは、コールの定義では、「諸個人が共通にもつ目的を表現するために、そしてそれを充足させるために、諸個人の意志によって作りだされる組織体」であり、他の諸制度とともに、「コミュニティ」の組織化された部分としての「社会」を構成する要素である（Cole 1920b[以下、STと略]: 47）。この定義からもうかがえるように、コールにあっては、「共通した目的」の存在が、アソシエーションをアソシエーションたらしめている「第一義的な」条件であり、「あらゆるアソシエーションの『存在理由』である」として重視されている（ST: 37-38）。

ところで、ウォーレン（Warren, M.E.）も指摘しているように、この「アソシエーション」概念はコールにおいては「コミュニティ」概念との間で対置的に捉えられている（Warren 2001: 43-44）。「コミュニティ」とは、コール

によれば、様々な関係をもった諸個人、諸アソシエーション、諸制度および慣習を包括する「社会生活の複合体」である（Cole 1920b: 25, 47）。コミュニティは、全構成員の「善き生活」のために存在しなければならず、「単に何らかの特殊で部分的な目的を推進するために存在してはならない」。よって、その性格としては「全体性と普遍性」を持った包括的な存在であり、この点で、「…多くの人々の間で、彼らに共通する特殊な利益を促進するために形成され」、各々が部分的で特殊な「目的」を有しているアソシエーションとは決定的に区別される（ST: 26）。

このような個々のアソシエーションが有する特殊で、部分的な「目的」は、コールによれば、同時に各々のアソシエーションの「機能」の基礎となる。ここで、コールがいう「機能」とは、いわば、ある社会において、特殊性を代表した上でその目的を実現していく役割のことである。コールによれば、この「機能」の原理は個人への適用を念頭に置いたものではない。個人は本質的には普遍的であり、例えば彼が特殊な目的を持っていたとしても、彼自身が特殊化されることはない。この意味で個人には「機能」原理を適用することができない。コールにおける「機能」原理はあくまでもアソシエーションとその他の諸制度に適用される原理であり、アソシエーションが社会的に果たす役割のことを指しているのである（ST: 48-54）。

では、われわれが住むこの社会には、いったいどのような「機能」をもったアソシエーションが存在するのであろうか。以下に述べるような、コールの示すアソシエーション類型がこの問いに対する答えを用意してくれる。コールは a) アソシエーションが自ら設定している利益の内

容と、b) その利益と関連する運営の方法、という2つの視点からアソシエーションを分類する。まず、a) の視点からは、表のような8つのアソシエーション類型が示される（表）。この表からもうかがえるように、これはアソシエーションを主にそれぞれが有する利益の性質から区分したものである。したがって、この分類からいけば、国家は、例えばスポーツ・クラブなどと同列に並べられることはないにせよ、「政治的アソシエーション」として政党や他の政治運動体と同じ位置に立たされることになる（ST: 66-72）。

それでは、国家と政党との違いは何か。この問いは次の b) すなわちアソシエーションの運営方法、という視点からの分類によって明らかにされる。この分類でコールは「行政型 administrative」と「宣伝型 propagandist」という2つのアソシエーション類型を示している。この2つの類型のうち、コールが重視するのは「行政型アソシエーション」である。「行政型アソシエーション」とは、彼によれば「何らかの特定の仕事を実行する」アソシエーションであり、「社会においてなされるべき仕事の特定部分に関して手筈を整え、実施すること」に参与しているアソシエーションである¹⁰⁾。この行政型アソシエーションは、コールにとって、「組織的結合体としての社会にとって不可欠の部分を作っている」という意味で、第一義的に重要である¹¹⁾（ST: 66, 72-73）。

これに対し、「宣伝型アソシエーション」はコールにあっては第二義的な意味しかもっていない。コールによれば、それは「主要なアソシエーションや個人を説得し、特定の行動の方向に導く」ことを主な目的としているアソシエーションである。コールによれば、この「宣伝型

表：「アソシエーションの諸形態」

形態	目的・利害	例
政治的アソシエーション (political association)	コミュニティ生活において生じる個人的な関係を取り扱うアソシエーション：その目的や利益が「政治的」なアソシエーション	国家、地域・地方官庁、政党、政治協会、政治および政策上のアドボカシーに關与している団体など。
職業的アソシエーション (vocational association)	商品の生産，分配または交換，サービス供給などに関連した利害を有するアソシエーション	労働組合，専門職組合，使用者団体，有限会社，生産者組合，医師会，教職員組合など。
欲求的アソシエーション (appetitive association)	消費と使用に関する利害を有するアソシエーション：財やサービスの公正な供給を確保することを目的とするアソシエーション	消費者協同組合や各種の消費者団体。
宗教的アソシエーション (religious association)	精神的な目的を第一義的なものとして有するアソシエーション	組織教会，教派，教会内の各種改革運動など。
共済アソシエーション (provident association)	計画的な相互援助，扶助または慈善（beneficence）のために形成されるアソシエーション	共済組合、相互保険組合など。
博愛的アソシエーション (philanthropic association)	成員以外の他者に利益を与えることを目的とするアソシエーション	チャリティー組織。
社交的アソシエーション (sociable association)	純粋にスポーツ，リクリエーション，社交などを目的とするアソシエーション	フットボール・クラブなどの各種スポーツ団体。
理論的アソシエーション (theoretic association)	成員が専門とする学術・科学の理論的観点から研究と討議を行うことを目的とするアソシエーション	学術団体，科学協会，各種研究会。

Cole (ST: ch.IV, XI) をもとに，筆者作成。

アソシエーション」は自らが直接的に仕事を実行することはない。それらが目標に掲げる特定の政策の遂行ないしは放棄が実現してしまえば、そのアソシエーションとしての存在意義自体が失われ、やがては消滅する運命にある。ゆえに、「行政型アソシエーション」と比べて重要性は格段に低いという（ST: 73-74）。この、の類型から言うと、先の国家は紛れもなく「行政型」であり、「宣伝型」である政党やその他のアドボカシー団体とは区別される。したがって、その社会的重要性も大きく異なるものとされるのである。

ところで、この「行政型」および「宣伝型」の両類型は、現在の議論に則して解せば、前者が成員および成員外に対するサービス供給を主たる目的とするような「サービス供給型アソシエーション」、そして後者が主に特定の政策が遂行されること、もしくは遂行されないことを目指して運動を展開する「社会運動型アソシエーション」ということになる。このように「行政型」すなわちサービス供給型を重視し、「宣伝型」すなわち社会運動型を軽視するコールの姿勢は、当時の英国労働運動界の状況とそこに置かれたコール自身の立場を反映したものであ

る。前章ですでにふれたように、コールはウェブらの「集産主義」には批判的であった。特に彼らが唱える穏健で、漸進主義的な労使協調型の労働組合路線は、当時のコールにとっては認めようのないものであった。ウェブ流の漸進路線では、労組は単にその機能を賃上げ問題の解決に限定された一社会運動体に貶められてしまし、そのような路線は、われわれが次節で見ると、ギルド労働者による産業の自主管理というコール自身の発想には到底結びつかない代物だったからである。よって、そのような労使協調型の労働組合路線に対する批判の意味もこめて、彼は上述のような姿勢をとったのである。

いずれにせよ、ここではまず第一に、コールが社会運動型アソシエーションを軽視し、サービス供給型アソシエーションを重視しているという点に大きく留意しておきたい。

（2）機能的民主主義とギルド社会

コールの主張の第2点目の特徴としてあげられるのは、彼が既存の代議制を否定し、これに代わる「機能的民主主義 functional democracy」を提案している点である。コールによれば、既存の代議政治論は、個人は他者の意志を代表しうる、という観念に基づいている。しかし、コールはこうした観念を支持するような代議政治論を「虚偽の代表理論」と呼び、「…何人も他者を代表し得ないのであり、何人の意志も他者の意志が代理されたもの、または代表されたものとして扱うことはできない」として、この観念自体を真っ向から否定する（ST: 103）。

もちろん、コールも言うように、彼はここで全ての代議政治を否定しているのではない。彼が否定しているのはあくまでも、あたかも一人

の人間をもって、他の多くの人間の全人格が代表しうるかのごとき想定のもとに行われるような代議政治とこれを支える観念である。：

「人々はそれぞれが意識と理性の1つの中心であり、自己決定力をもつ1つの意志であり、1つの究極的実在である。そのような1つの意志を、どのように多くの意志に置き換えることができるのか。一体どのようにして、一人の人間が彼自身であると同時に他の多くの者たちであることができるのか。それができるのなら、まさに奇蹟であろう。」（ST: 106）

コールにとっては、人間は全人間存在としては代表されえない存在である。代表することが可能なのは個々の人間がそれぞれに持つ特殊な目的の部分だけなのである。そして、そのような個人の特殊な目的は、まさにそれを他者との共同を通して追求するために組織されるところの「機能的アソシエーション functional associations」によってこそ代表され得る。この点からすると、今日の議会は誤った代表制ではない。故に、それは諸個人の「特殊かつ機能的」な各目的を代表する「真の代表」たるアソシエーションと、その代表者らから構成された「機能」ごとの代表制にとって替えられなければならない。これがコールの構想する機能代表制の論理である（ST: 105-108）。こうした機能代表制の論理からもうかがえるコールの「機能」に対する考え方は、コールの国家観すなわち「一アソシエーションとしての国家」という見方に結びつく。そうした国家は、後にわれわれが見るように、まさにアソシエーションであるが故の、特殊な「機能」を持つのである。

上述のような機能代表制の論理に基づく民主主義をコールは「機能的民主主義」と呼んでいる。その大きな特色は「一人、一票」の原則を否

定する点にある。コールにとって、「一人、一票」の原則は、先にも述べたような、諸個人の全人格がある他の個人に代表され得ると考える「虚偽の代表理論」の観念の下にある。そのような観念は個人の権利と福祉を蹂躪するものではない。一方、コールがこれに替えて提案する「機能的民主主義」では、アソシエーションを基盤にすえた機能代表制の下、選挙民である個人は「彼が関係する機能の数だけ」、「利害と同じ数だけの投票権」を持つことができ、自らの特殊な目的を達成するために他者と協同する際の基盤を得ることができるという(ST: 115)。

以上のような「機能的民主主義」の原理に則したより具体的な社会像として、コールが『ギルド社会主義再論』にて構想したのがギルド社会である。このギルド社会の要素となるのは、ギルド(Guild)すなわち「特定の産業もしくはサービスの遂行に関わる全ての肉体および知識労働者からなるアソシエーション」であり、このギルドを通して各産業領域は管理・運営される(Cole 1920a[以下, GSRと略]: 46-47)。ここでコールがいうギルドとは、それはもちろん中世の「ギルド Guild」と同じものを指しているのではないし、また彼は単にこれを現代産業のうちに復活させようと説いているのでもない。ローカル派の主張のように、手工業中心の経済や、徒弟制度などを取り戻すことで中世に回帰することなど、現代産業社会にあってはもはや不可能なのは明白である。コールにとって重要なのは中世の「ギルド」そのものではない。「職人の自由と権利」、「善き職人氣質 good workmanship の伝統」、「コミュニティへの誠意ある奉仕」など、中世の「ギルド」において培われていた「精神」を教訓として学び、これをあくまでも目の前に現存する産業社会の内に取

り入れようということなのである(GSR: 43ff)。

コールは具体的なギルド社会の要素として、次のような2つの生産者ギルドと4つの消費者の会議体を構想している。生産者のギルドには、工業生産者のA)「産業ギルド」とそれ以外の生産者たちのB)「市民ギルド」がある。消費者の会議体には個人的および家庭の消費財の消費者を代表するC)「協同組合会議」、電気など集合的に供給あるいは消費される財の消費者を代表するD)「集合消費会議」、主に教育や、文化関連施設の利用者を代表するE)「文化会議」、医療サービスの受給者を代表するF)「保健会議」がある。コールにおいては、以上のような諸々のギルドおよび会議体がそれぞれ地区、地方、そして全国レベルで形成され、それら相互間の協議を通じて、生産-消費の調整が行われることが想定されている。(GSR: ch.IV, VIとくに81-109)。

さて、これらギルド社会を構成する諸要素のうち、とくにB)「市民ギルド」には、コールの抱く市民観が如実に現れており、また後にわれわれが見るハーストの見解とも関わって非常に重要である。「市民ギルド」とはコールによれば、製造、運輸など主に工業生産に関わる諸ギルドを指すA)「産業ギルド」に対置されるものであり、「市民的機能」を担うギルドである。ここで彼がいう「市民的機能」とはすなわち、市民の福祉の増進するためのサービスを提供する機能である。より具体的には、教育や保健サービスなど、諸々の社会サービスを供給することを指している(GSR: 87-88)。これらの点からもわかるように、コールにおける「市民」とは、このような「市民的機能」すなわち社会サービスの供給を担うアソシエーションからサ

ービスを受給する，いわば「消費者」としての「市民」なのである。この点は，われわれが今後議論を展開する上での第2の留意点として念頭においておきたい。

（3）国家の機能とコミュニケーション

コールのギルド社会主義の特徴として3つ目にあげられるのは，国家主権を否定し，これにかわる調整機関としての「コミュニケーション」の概念を提起した点である。本章1節でも触れたように，コールは国家を政党など同様の「政治的アソシエーション」の類型に属すものとしていた。イギリス政治的多元主義の特色がこの点に大きく表れていると言ってよいだろう。フィッギスやラスキと同様，コールも，国家を価値的には他の集団と同等のものとしていた。

コールによれば，国家とは「人々間の相違を無視し，その領域内に通常住んでいるすべての者を強制的に編入する，包括的で，領域的なアソシエーション」であり，「本来はそのあらゆる成員に多かれ少なかれ平等にかつ同じ方法で影響する事象を取り扱う存在」である（ST: 95[邦訳: 247]）。したがって，成員間で利益が相違するような領域の活動，すなわち一部の成員に，特殊な方法を通じて，特定の影響を与えるような恐れのある活動は国家の本来の「機能」ではない。コールにあっては，そのような特殊性を帯びた利益に関する活動は諸アソシエーションが担うべき「機能」である。

それでは，具体的にはどのような活動が国家本来の「機能」に属すものとして認められ得るのか。コールはこのような観点のもと，既存の国家活動を「機能」の側面から分析する。コールによれば，既存の国家活動は 経済活動，政治的活動，調整活動の3つに大別される。

まず 経済活動には，労働者の保護，保障を目的とする諸法を制定，失業対策，労使紛争への介入，国有企業の経営など，「国民国家のあらゆる産業上および商業上の活動」に加え，課税も含まれている。コールによれば，この経済活動のうち，生産に関する活動は成員間で利益が異なる傾向があるため，国家本来の「機能」の範疇にはない。しかし，衣食住や医療，教育など主に消費に関する側面では成員間で利益が同一のものとなる傾向がある。よって，消費の管理などの活動は国家本来の「機能」として認め得るという（ST: 83-86，97-98）。次の 政治的活動はコミュニティに住む人々の間に生じる「個人的関係の社会的規制に関連した活動」であり，婚姻関係や家族関係を取り扱う法の制定や，防犯や刑事に関する法律の制定など，主に個人的権利の調整に関わる活動である。コールによれば，個人間関係の調整はその対象がどのような成員であったとしても，その調整の結果は明らかに万人に等しく影響する。ゆえに，この点で，政治的活動は国家本来の「機能」と見なし得る（ST: 86-88，100-101）。

これら2つの活動に対して，最後の 調整活動はコールによれば，はるかに大きな問題を含んでいるという。調整活動とは個人間ではなく，諸アソシエーション間，諸制度間，そして国家 - アソシエーション間関係を調整する活動である。たとえば，労組や宗教団体などの各種団体に関連する法律を制定し，アソシエーションとしての活動形態および活動範囲を規制すること，などがこれにあたる（ST: 88）。この活動に関しては，コールはこれを国家が行うことを一切認めない。というのも，コールにとっては国家は他の集団と同様，1つのアソシエーションに過ぎないからである。アソシエーション間

の仲裁や調整に、同じアソシエーションである国家が関わることは不可能である。コールの言葉を借りれば、「何人も自分自身の訴訟事件の裁判官となることはできないのとまったく同様に、いかなるアソシエーションもそのような裁判官となることはできない。したがって、調整は国家の機能に属することはできないが、同様にそれは他のいかなる機能的アソシエーションにも属することはできない」のである（ST: 101）。

さらに重大なことに主権の問題がある。コールによると、アソシエーション間の調整を行えるのは、その対象となる諸アソシエーションよりも秀でた力によってそれらを強制し得る存在である。すなわち、他のアソシエーションに対する主権を有した存在である。彼によれば、主権は「もし1つの主権として存在するならば、すべての者の全体をできるだけ代表し、かつ含まねばならない」（ST: 132）。しかしながら、再三ふれるように、コールにあっては国家も1つのアソシエーションに過ぎない。アソシエーションが代表し得るのは、全体として人間ではない。それが代表し得るのは、特殊な目的 - 「機能」という個々の人間の「部分」に過ぎない。：

「（国家の調整活動を支持するような主張は）一般的に、国家はその領域内のすべての者を代表しかつ含んでいるがゆえに、その領域内のある人々を含んでいるに過ぎない他のアソシエーションに必然的に優越しているという仮説に基づいている。しかし、（……）それ（国家）はすべての者を含んでいるかも知れないが、全ての者の全体を含むものではない。それは全ての者に共通するある目的を代表するかも知れないが、すべての者に共通するあらゆる目的を代表するものではない。」（ST:

131-132, カッコ内筆者）

コールにあっては、いかなるアソシエーションにも他者への強制を要するような調整を行い得るほどの主権は認められない。よって、一アソシエーションであるという点では、国家も同様に主権を否定されるべき存在なのである。

しかし、このような考え方は現実問題に対処する上ではどうであろうか。コール自身も認めるように、アソシエーションの機能は社会にとって常に「望ましいもの」であるとは限らない。アソシエーションがその機能を「濫用 *perversion*」することで、当該成員の利益と他のアソシエーションや個人の利益とが「対立 *opposition*」することも十分考えられる。また、2つ以上の団体が同一の目的を遂行することで競合し、諸々の社会的な計画が「混乱 *confusion*」することもあるだろう（ST: 56-59）。このような何らかの調整が必要な問題は、現実として存在するのである。コールがいくら国家の強制や主権を否定したところで、これらの問題が解決するわけではあるまい。

コール自身もこの問題点を認めた上で、代替案を用意している。コールが国家に替えて調整機関として提示するのは、「合同審議会 *joint council*」の構想である。「合同審議会」とは、彼によれば、「あらゆる枢要なアソシエーションの連合体」であり、「『社会』における主要な各機能を代表する最高位のアソシエーション」である。この「合同審議会」は外部から干渉を受けることなく、各アソシエーションの「共同の利益」に則して、国家や職業的アソシエーションでは扱えないような問題、すなわちそれらの「機能」を超えるような問題を処理する。また、これは発議機関ではなく、議決機関としての性格をもった機関である。加えて、司法部および

警察力などもこの機関の下に統制され、この点で「最高の強制力」をもった機関とされる（ST: ch.VIII, 135-139）。

このようなコールの「合同審議会」の構想は、『ギルド社会主義再論』では改めて「コムニオン」と名づけられ、諸ギルド間の調整にあたる機関として登場する。「コムニオン」は、コールによれば、それ自体「1つの共同的なアソシエーション」である。それらは（a）「ギルド会議」（いくつかの産業ギルドから選出された代表者から構成される会議体）、（b）協同組合会議、（c）集合消費会議、（d）複数の市民ギルド、（e）文化会議、（f）保健会議、からそれぞれ選出された代表によって構成される（GSR: 124-125）。また、それらは地区、地方、全国の3つのレベルに設置され、各レベルで国家的資源の分配や資本準備などの財政上の問題、アソシエーション間に発生する政策上の紛争の解決、諸アソシエーションの活動領域上の「棲み分け demarciation」と関わる憲政的な問題、外交など機能的アソシエーションの管轄外の問題、強制的諸機能の発動、という5項目について調整活動を行う（GSR: 139-140）。

もちろん、前節でもふれたように、コールは各ギルド間の利害関係については、基本的には当該ギルド間の協議を通じた自己調整を支持している。しかしながら、当然そのような自己調整が常に円滑に行われるとは限らない。各ギルドの有する「機能」を最大限に発揮させるために、ここでも利害調整は必然となる。「コムニオン」の設置もそのような必然性から構想されているのである。

いずれにせよ、コールは国家を他の集団と同じく、万能の主権を持ち得ないアソシエーションとみなしており、これが調整活動を行うこ

とを一切認めていない。この点は第3の留意点である。

以上、本章では『社会理論』および『ギルド社会主義再論』の2つの著書を手がかりにコールのギルド社会主義論の概要を把握してきた。コールの主張は、われわれが前章第1節でもふれた、ハーストの言うアソシエーションリストに共通した視点、すなわち、強権的な国家に対する批判と、これに替わる自己統制的なボランティア・アソシエーションを中心とした社会運営の仕組みの構築、という視点を備えたものになっていた。これに加えて、本章ではコールが社会運動型アソシエーションを軽視し、サービス供給型アソシエーションを重視している点、市民を「社会サービスの消費者」として捉えている点、主権国家を否定し、その調整機能さえ認めていない点、の3点が明らかになった。それでは、これらの特徴をもつコールのギルド社会主義論をハーストはどのように批判し、あるいはどのような点で継承しているのだろうか。次章ではコールのギルド社会主義論に対するハーストの見解について検討しながら、これらの点について論じていくことにしよう。

3. ハーストのコール解釈

（1）ギルド社会主義思想の再生

前章でもみてきたように、コールのギルド社会主義論は、ハーストの言うアソシエーションリストに共通した視点、すなわち、強権的な国家に対する批判と、これに替わる自己統制的なボランティア・アソシエーションを中心とした社会運営の仕組みの構築、という視点を備えたものになっていた。

しかし、ハーストも指摘しているように、コールも含めたこのようなアソシエーションナリストの主張は、次第に肥大化していく国家装置という現実の前に、20年代半ば以降、急速に影響力をなくしてしまった（Hirst 1994: 18）。すなわち、東側諸国では中央集権的な計画経済体制が確立し、西側にあっても国家官僚制による有効需要の管理を特色とするケインズ主義型福祉国家が登場するなかで、それらの集権的・集産的な国家モデルとは正反対の、分権化された、自己統治的な市民社会を理想像として描いたアソシエーションナリズムは、単なるユートピア論の地位に貶められた。ギルド社会主義についても、上述の2つの著書が著されてまだ間もない1924年ごろ、すなわち「ナショナル・ギルド連盟」の解散とほぼ同時期に、この主張そのものがコール自身によって放棄され、以後彼の口からその構想が再び語られることはなかった。そして、ついには1959年のコールの死をもって、ギルド社会主義はもちろんのこと、アソシエーションナリズムの思想的伝統自体もほぼ完全に消滅してしまった。

しかし、ハーストも指摘しているように、90年代以降われわれを取り巻く問題状況は一変した。旧ソ連に典型的であった計画経済体制の瓦解は、われわれに中央主権型国家モデルの脆弱性を余すところなく示す結果となった。一方の先進資本主義諸国でも、既存の「集産主義型」の福祉国家はすでに市民の間で多様化した要求に十分に答えられなくなっており、その統治行為者としてのガバナビリティさえ根本から疑われている。ハーストも言うように、このような現代国家を取り巻く状況は上に見てきたようなコールの主張が再び息を吹き返す絶好の機会でもある（Hirst 1994:4-5）。コールはギルド社会

主義論を通じて、集権的で強権的な主権国家の存在を常に厳しく批判しつつ、そのオルタナティブとしての、アソシエーションを中心にする多元的な理想社会の可能性を唱えた。そのようなコールの主張の理論的可能性が改めて認められ得る時代が、彼の死後30余年を経てようやく到来したのである。

しかし、いくらそのような好機が訪れているからといって、コールが70年以上も前に唱えた主張が、冷戦後の現在の社会にも全くそのまま適応可能であるとは到底言えないであろう。たしかに、90年代以降現代国家の問い直しが模索される中であって、コールの主張はそれ以前とは比較にならないほどの意義を持ちつつある。とはいえ、ギルド社会主義論に限らず、あらゆる思想はそれが唱えられた時代の歴史的な限界を背負っていることも事実である。第1次大戦期に構想されたコールのギルド社会を、すでに世紀の節目を経た現在において忠実に再現することなど、言うまでもなく不可能である。否、理論的可能性や歴史的限界などを云々いう前に、まずは何を持って、その主張が社会理論としてどれほど適切なのか、批判的な視座から十分に吟味されなければならないだろう。かような批判的な精査を経てからこそ、コールのギルド社会主義論もはじめて真の現代的意義を獲得しうるのである。

ハーストも基本的にはこれと同様の姿勢に立ちながら、コールをはじめとするアソシエーションナリストの思潮の再生を試みようとしている。彼はコールの主張をそっくりそのまま受け入れている訳ではないし、コールがギルド社会主義論で描いた理想社会がそのまま冷戦後の現代において再現し得るものと考えている訳でもない。実際、彼はコールの主張について細部に

至るまで検討し、これに批判を加えながら、コールの見方とは一部見解を異にする姿勢を表明している。しかしなお、集権的で、強権的な主権国家の存在を強く批判し、これに替わる自発的で、自己統治的な諸アソシエーションを中心にすえた社会運営の仕組みを構想している点では、ハーストのアソシエティブ・デモクラシー論もコールをはじめとするアソシエーションナリズムの伝統の上に立つものである。

（2）ハーストのみるコールのアソシエーション観

以上のような議論を踏まえながら、本節ではハーストのコールに対する批判についてみていこう。ハーストのコールに対する批判は広範に及ぶものであるが、本稿の主題との関わりから、本節ではとくに彼による コールのアソシエーション観に対する批判を、そして次節では 国家の位置づけに対する批判を中心に検討していくことにしよう。

まず コールのアソシエーション観に対するハーストの批判である。あらかじめ述べておけば、ハーストはコール自身が必ずしも明確に述べていないことまで、自らの議論にひきつけて評価および批判を行っている。したがって、後述するように、コールに対する批判に限って言えば、ハーストの批判は十分に正確なものであるとはいえない。しかし、ハーストはコールたちが十分に述べていなかった部分もあえて展開することによって、彼自身のアソシエーション観を明示しようとしているのである。以下、この点に十分な注意を払った上で論じていくことにしよう。

コールに対する批判

ハーストはコールを含めたアソシエーションナリストたちのアソシエーション観が原理的に以下の4つの「認めがたい仮説」に基づいたものとし、強く批判する。彼の言う「認めがたい仮説」とは、1)アソシエーション自生説、2)「無限の忠誠」説、3)「国家＝アソシエーション」説、4)「法人格」仮説である¹²⁾。ハーストによれば、これら4つの仮説はコールをはじめとするアソシエーションナリストの議論の発展上、大きな重要性を持っていた。しかし一方で、いずれもが重大な欠陥を抱えており、現にアソシエーションナリズムの潮流自体に壊滅的な損害を与えた仮説であるという（Hirst 1994: 46）。

これらの仮説のうち、3)は国家の位置づけとも関わる問題であるので後述することにして、ここではより直接的なアソシエーション観批判である1)、2)および4)を詳細にみていこう。まず1)アソシエーション自生説とは、ハーストによれば、人間は生来他者と共同しようという「仲間意識」をもっており、アソシエーションもそのような人間本来の自然な性向の結果として発生する、という仮説である（Hirst 1994: 45）。しかしながら、ハーストのみるところ、この仮説は大きな誤りを含んでいる。彼によれば、アソシエーションの発生は人間の本能に根ざしたものなどではなく、歴史的、社会的環境に規定されるものである。否、そもそも人間の本能自体が歴史的、社会的な環境の制約を受けつつ、社会的な過程の中で形成されてきたものである。さらにこの自生説はこのような誤りばかりか、アソシエーションナリズムの根幹を覆してしまいかねない重大な危険を孕んでいる。というのも、ハーストにあっては、アソシエーションは個人の自発的な選択を経て自由に

形成される「選択のコミュニティ」だからである。そこでの個人は合理的で、知的な選択ができる存在であり、自生的な「運命のコミュニティ」に盲目的に拘束される存在ではないのである（Hirst 1994: 46）。

同様のことは次の2）「無限の忠誠」仮説にも言える。ハーストによれば、コールをはじめとするアソシエーションナリストたちは、アソシエーションが国家よりも容易に、しかもより正統性を持った形で、成員の忠誠を無限に得ることができるかと信じている。しかしながら、ハーストのみるところ、アソシエーションの成員に対する強制力は決して無限に付与されているものではない。とくに成員が有するアソシエーションへの加入・脱退を自由に選択する権利は何よりも優先される。アソシエーションは個人が自由に選択する権利を侵害する形で成員に強制を課すことはできないのである（Hirst 1994: 47）。

最後に4）「法人格」仮説とは、アソシエーションはそれを構成する成員にいったい左右されない独立した人格を有している、とする仮説である。しかし、ハーストによれば、アソシエーションは諸個人の行為から全く切り離されて存在するものではない。アソシエーションはそれを構成する諸個人間に形成される関係性である。この関係性はもちろん個人の選択に基づいており、諸個人が関係の解消を選べばアソシエーションも存続し得ないのである（Hirst 1994: 47-48）。

より正確に言えば、上述のようなハーストの批判はコールの主張のみに対して向けられたものではなく、アソシエーションナリズムの主張全般に向けられたものである。とはいえ、一方でハーストは、コールの主張が上記3つの批判点

の全てに該当するものと見ている（Hirst 1994: 47-48）。

しかしながら、われわれはこの点には少々疑問を感じざるを得ない。たとえば、1）の「自生」説はコールの1913年の著作『労働の世界』で唱えられていたものであるが、『社会理論』ではすでに「機能原理」に置き換えられ、見当たらなくなった仮説である。前章でみたように、コールの「機能原理」の考え方からすれば、アソシエーションは諸個人が自らの意志の下、各自の特殊な目的、利害の遂行のために形成する組織体であり、人間の本能の所産として形成されるようなものではない。また、コールにおけるアソシエーションは、諸個人の全体ではなく、一部分としての特殊な目的・利害のみを代表する存在であり、諸個人に「無限の忠誠」を誓わせるほどの強力な主権を持ち合わせてはいない。この意味では絶対的な強制力など持ち得ない存在である。「法人格」については明確に語られてはいないものの、『社会理論』のなかでは、特殊かつ機能的な集団にすぎないアソシエーションと、普遍的な人格をもった人間存在とを同一視すべきではない旨が述べられている（ST: 49-50）。このようにみえてくると、コールのアソシエーション観にとくに限って言えば、ハーストの批判はいずれも的を射たものとはいえず、むしろ十分な正確ささえ欠くものといえる。

コールのアソシエーション観の継承

ハーストは以上のようにコールのアソシエーション観に対して原理的に厳しい批判を行っている。しかし、一方でハースト自身が示すアソシエーティブ・デモクラシーのモデルには、コールのアソシエーション観に通じる点が見受けられることも事実であり、この点で本稿は、ハ

ーストがむしろコールのアソシエーション観にかなり強い影響を受けているものとみている。なかでも特に重要な点は、コールのアソシエーション類型と深く関わっているものである。前章第1節でも見たように、コールはアソシエーションを、自ら実務をとり行う「行政型」と、社会運動を展開する「宣伝型」の2種類に区分した。現在の議論に則して言えば、前者は「サービス供給型アソシエーション」であり、後者は「社会運動型アソシエーション」ということになるだろう。コールはこのうち、前者をことさら重視し、後者については二の次のものと軽視した。さらに前章第2節でわれわれが見たように、コールにおける「市民」とは、「市民的機能」を有するアソシエーションから教育や保健などの各種の社会サービスを受ける労働者の、消費者としての側面を指していた。

このようにアソシエーションのサービス供給体としての側面を重視し、運動体としての側面を軽視する姿勢、そして市民を消費の側面から捉える視点はハースト・モデルにも顕著に表れている。たとえば、ハーストの示す社会福祉ガバナンス・モデルは、自発的で、自己統治的なアソシエーションに対する福祉その他の公共サービス供給役割の移譲とアソシエーションのサービス供給に対する公的支援を骨子として、組上げられたものである。また、アソシエーションは自由に選択する権利を有した消費者である「市民」とサービス供給者がパートナーシップを組む「場」であり、そこでの「市民 - アソシエーション」間関係も、ニーズで結びつけられた「消費者 - 供給者」間関係として捉えられている。このようにアソシエーションのサービス供給機能が重視される一方で、彼のモデルにはアソシエーションの運動体としての側面を

みる視点はほとんどうかがえない（Hirst 1994: 167ff）。われわれはこのような点に、コールのアソシエーション観を批判しつつも、一方ではこれを継承しているハーストの姿勢を読み取ることができるのである。

（3）コールの国家観に対するハーストの見解

次にコールの国家観に対するハーストの見解である。前章でも見てきたように、コールは主権国家を常に議論の俎上に上げ、これを強く批判していた。そして、本稿が第1章でみたように、この点はコールのみならず、他のイギリス政治的多元主義者にも共有された見解であった。この国家に対する批判的視座という点は、ハーストにも大きく受け継がれている。フォーディズム型の包括的な蓄積体制を基盤としていた福祉国家も、その基盤自体が掘り崩され、いまや大きな行き詰まりを見せている。70年代に始まるこのような事態に際して、「全能の国家」という神話ももはや崩れ去りつつある。にもかかわらず、依然として国家は経済、社会福祉などのあらゆる領域で一元的な統治形態を維持し、「第一のアソシエーション」として居座りつづけようとしている。そのような既存の現代国家のあり方を批判し、その権力の配分の面からの、そして金の流れの面からの徹底した分権化、多元化をめざすことは、アソシエーションを中心としたガバナンスの構築という目標と並んで、ハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論の根幹をなす基本原理であり、これは疑いもなく彼がコールらアソシエーションナリストたちの思想から継承した主張である。

しかし、このようにハーストはコールの国家観を、批判的視座という大枠では継承しつつも、一方で細部にいたる点ではむしろ問題視してい

る。彼にとって問題なのは、何よりも、コールが国家を他のアソシエーションと同等の存在と捉える点である。前章でも見たように、コールは国家を価値的には教会や労組などの他の集団と等しい1つのアソシエーションとして捉えていた。しかしながら、ハーストはこれが大きな誤りだという。ハーストによれば、国家は個人がアソシエーションに加入、脱退する権利を保護する機能を備えている。また、国家はアソシエーションを取り巻く秩序や環境を維持する機能を持っている。したがって、他のアソシエーションよりも高いレベルの機能を有しているのであり、必ずしも他のアソシエーションと同一線上に並べて把握すべきものではない、という（Hirst 1994: 47）。

このようにコールの国家観を批判するハーストの視座は、彼のアソシエーティブ・デモクラシーのモデルからも十分に読み取ることが可能である。実際、ハースト・モデルにはコールの国家観の裏返しとも取れるような部分が認められる。前章でみたように、コールにおける国家は、他のアソシエーションと同等の存在として主権を否定され、アソシエーション間の調整を行う能力さえ奪われた存在であった。これに対し、ハーストが示すモデルでは、国家はなおも重要な存在と位置づけられている。もちろん、彼にあっても、国家は規模的にも、機能的にも、既存のものよりもはるかに限定され、縮小化されていく存在ではある。しかし、決して主権を奪われたり、諸アソシエーションによって代替されたりするような存在ではない。

ハースト・モデルでは、国家は改革の主導権こそ握らないものの、個人的な権利の擁護のみならず、アソシエーション間の調整も行う「極めて重大な公権力」として描かれている（Hirst

1994: 26）。それは経済領域においては、投資や技術開発、企業間競争などを促進し、ガバナンスを側面から強力に支援する存在である（Hirst 1994: 131-132）。さらに、社会福祉の領域では、公的基金の準備を通してアソシエーションによるサービス供給体制を支援するばかりでなく、精神保健や児童保護など特定の集会的サービス分野では自らサービス供給者として活動する存在となる。これらの点からも、ハーストはコールにおける国家とは比較にならないほどの、強力な国家像を想定しているといえよう。

このようにハーストの示す国家像はコールのそれとは大きく異なるものである。しかしながら、この点をもって、彼がイギリス政治的多元主義の伝統を放棄しているということには決してならない。繰り返すが、国家を常に議論の射程に納めながら、これを批判的視座から検討していくコールの姿勢は、ハーストにもしっかりと継承されている。また、ハースト自身のモデルの柱となる基本原理には、70年以上前にコールが熱望していた国家の多元化・分権化が大きく掲げられている。さらに、より厳密に言えば、ハースト自身も国家を一アソシエーションとして見なしている点では変わりはない。というのも、そもそも彼は自身のモデルのねらいを「第1のアソシエーションとしての国家と、第2のアソシエーションとしてのボランティア・アソシエーション」という現状の国家 - アソシエーション間関係を転換することに定めているからである（Hirst 1994: 26）。彼が問題視するのは国家をアソシエーションと見なすこと自体にあるのではなく、あくまでも国家を「他のアソシエーションと同等の」アソシエーションと見なすことなのである。よって、この点からも、

イギリス政治的多元主義の伝統は、彼の理論にあって、その批判的視座に介されつつも、着実に受け継がれているものとみることができよう。

結 び

以上、本稿はハーストのアソシエティブ・デモクラシー論をより深く理解するために、この議論の源流ともいえるG.D.H.コールのギルド社会主義論とこれをめぐるハーストの批判をとりあげ、ハーストがそこから何を読み取ったのか、検討してきた。ハーストはアソシエーションを社会運営の中心軸にすえている点、そして国家に対する批判的な視座を有しているという点では、コールの議論をみるべき意義があるものと捉えていた。一方で彼は、コールの主張がアソシエーション観、国家観などの点では、社会理論としての厳密性に欠けるものとして批判していた。

国家観という点では、ハーストが想定するそれは、コールにおけるように他のアソシエーションと同等のものなどではなく、それらより上位の機能を備えた存在であった。よって、ハーストにおける国家は、自らがサービスの供給を行うと同時に、主権も付与され、調整能力を持ちうる存在であった。ハーストがこのように国家を位置づけていることからもうかがえるように、それが担う調整の内容、そしてその役割自体さえ大きく変化させているとはいえ、国家の機能の重要性は依然として否定しがたいことは事実である。コールが言うようにそれから主権を剥奪し、調整能力を奪うことなど、このような現に存在する国家機能の重要性の前にはほとんど現実味がない主張である。ましてや、諸ア

ソシエーションからなる連合体にこれをとって替えることなど、現代の先進資本主義社会にあっては全く不可能である。それはコール自身がユートピアとして否定したローカル派の中世回帰論と同様、夢物語に過ぎない。ハーストがこのようなコールのユートピア論的な欠点に対して批判を加えつつ、自らは国家の機能をより重視した形でのモデルを提示した点は、本稿としても高く評価したい。

しかし、われわれはアソシエーション観、そして市民観という点では、コールそしてハーストに共通の問題があると考ええる。ハーストはコールのアソシエーション観を批判したが、われわれが見る限りそれは十分に正確なものとは言えなかった。もちろん、この点も問題視すべき点ではあるが、われわれがさらに重大な問題と考えているのはコールからハーストへ継承された部分、すなわちサービス供給型アソシエーションを重視し、社会運動型アソシエーションを軽視する姿勢であり、「市民」を一面的に消費者として捉える視点である。もちろん、コールについては、ウェッブらの労使協調路線に抗して労組の自主管理を主張していた、彼自身の当時の労働運動家としての立場を考慮すれば、彼にはアソシエーションの運動体としての側面を軽視する十分な理由があったといえる。

だが、今日ではどうだろうか。わが国にも顕著のように労組の組織率は大幅に低下しているし、その社会的影響力も以前に比して大きく弱体化している。それはもはや「自主管理か、労使協調か」といった問題を通りこしている。一方で、ジェンダーや、環境、エスニシティ、障害者の人権など、必ずしも労働を価値としないような運動に関わる社会運動型のアソシエーションが数多く形成され、多様な分野で活発な活

動を展開している。このような現状を踏まえると、あくまでも労組の自主管理路線の確立を念頭においていたコールの社会運動型アソシエーション軽視の姿勢は、今日にあっては大きな歴史的限界を持ち合わせているように思われる。

もちろん、われわれはアソシエーションのサービス供給体としての側面を軽視してもよいといっているのではない。90年代以降、多様なアクターをサービス供給体とする多面的なガバナンスのあり方が模索され続けているし、この文脈ではボランティア・アソシエーションに、疲弊した国家と、非情な市場に替わる、ないしはそれらを補完するサービス供給体として大きな期待が寄せられていることも事実である。しかし、だからといってアソシエーションのもうひとつの重要な側面である運動体としての側面を軽視してよいということにもならないだろう。

運動体としてのアソシエーションは国家政策を市民（もちろん「消費者」として括られない）の目から絶えず監視する。国家によって市民の利益に反するような政策が遂行されたり、また逆に市民の利益となるような政策が遂行されなかったりした場合、それらは諸々の社会運動を通して異議申し立てを行い、問題の修正へと導く。このようなアソシエーションの有する本来の意味での「市民的機能」は、たしかに、コールの描くギルド社会のような、もはや主権国家が半ば消滅しているような社会では大きな意味は持たないかもしれない。諸アソシエーションが市民の「機能」を代表して監視すべきような対象が、そこにはもはや存在しないからである。しかし、ハーストのように、限定的だとはいえ国家の機能を重視し、その主権を温存しようというのであれば話は違う。ハーストにおける国

家のように、調整範囲や機能を限定された国家は、限られた分野に対する集中的な資源の動員を通して調整活動を行いうる。この意味では依然として甚大な強制力を付与された存在である。アソシエーションの運動体としての側面に連なる「監視の機能」は、そのような国家の暴走を防ぐ「安全装置」の意味でも、いっそう必要になるであろう。しかしながら、上述のようなコールの姿勢を継承してしまった彼の議論は、そのような国家の孕む潜在的危険性を回避する手立てを欠いている。

もちろん、ハーストの議論そのものにはアソシエーションを中心にすえたオルタナティブ・ガバナンス像を提示している点で大きな意義がある。また、コールをはじめとするアソシエーションナリズムの偉大な思想を掘り起こし、これを現代社会の状況にも適合しうよう批判的に吟味したうえで、その理論的な発展を試みようとするハーストの姿勢は、70年前のコールの姿とも重なるものであり、われわれが大いに学ぶべきところでもある。コールが中世欧州と20世紀初頭の産業社会との間の掛け橋となったように、ハーストはコールらアソシエーションナリストの時代とわれわれが生きる今日とをつなごうとした。コールは中世の「ギルド」の「精神」を教訓として学び、ギルド社会主義の理想社会像を描いた。同じように、ハーストはコールから国家観やアソシエーション観を批判的に摂取しつつ、アソシエーティブ・デモクラシー論を構想した。そうであるならば、いまハーストから学んだわれわれは、上述のようなハースト・モデルの難点を超克しながら、今後アソシエーティブ・デモクラシー論の議論をいっそう完成されたものへと近づける努力をしなくてはならない。そして、この点こそ本稿の次の

課題となるものでもある。

注

- 1) なお、「理想主義学派」は「オックスフォード学派」とも呼ばれ、T.H.グリーンを筆頭とする「前期オックスフォード学派」と、ボザンケに代表される「後期オックスフォード」の2派に区別される。日下によれば、「前期」はカントの、そして「後期」はヘーゲルの強い影響をそれぞれ受けているという点で違いがあるものの、両派を基礎づけている「思惟や論理は同質のもの」である（日下1984: 34-35）。
- 2) ライトのこの著作リストは、コールの著作物の全てを網羅したものではない。コールのしるした探偵小説や時流批評記事、書評などは省かれている。また、このリストではコールが編纂した著作物も「著書」としてあげられている。
- 3) 厳密に言えば、ハーストはこれ以外にも論文「社会的義務間の対立」（Cole, G.D.H. *Conflicting social obligations, Proceedings of the Aristotelian Society, Vol.xv, 1914-1915.*）をあげているが、その引用は一部に留まっており、さほど重視されてはいない（Hirst 1994: 104）。なお、コールが自身のギルド社会主義論を展開した著作としては、これら以外に『産業自治論』もあげられるだろうが、これについてハーストは取り上げていない。
- 4) これら両派の相違点に着目したものとしては武井（1985）があげられる。
- 5) 典型的な例として、Penty（1917[1996]）。
- 6) この点について、先のライトはペンティを指して「妥協なき中世主義者」（an uncompromising medievalist）と称している（Wright 1979: 78）。
- 7) 本節の以下の部分は、主にCarpenter（1973: ch. 1-3）および岡（1979）を参照している。
- 8) コールの思想をウェッブ夫妻の思想と対比的に捉えたものとしては、金子（2000）があげられる。
- 9) 後にコールは、この「ナショナル・ギルド連盟」について以下のように評価している。
「（「連盟」は）工場代表員に影響を及ぼし、

独立労働党の古い国家社会主義者の態度を根本的に修正し、公有と労働者管理に関する坑夫連合の新しい積極的な要求を打ち出すのにあずかって大いに力があつた。彼等は常に小規模な団体ではあつたが、才能ある著述家や雄弁家を仲間に持ち、少数ではあつたが、その数には不釣り合いな大きい影響を及ぼす力があつた。」（コール[林他訳]1957: 239）

- 10) コールは「行政型アソシエーション」の例として、国家、教会、労組、有限会社、クリケット・クラブ、「友愛会」（互助組織の1つ）、慈善団体、科学協会、協同組合などをあげている（Cole 1920b: 73）。
- 11) コールは全ての「行政型アソシエーション」を重視している訳ではない。行政型のなかでもコールがとくに重要性を認めるのは、「政治的」、「職業的」、「欲求的」の3つのアソシエーション類型に属する団体である（ST: 76）。
- 12) ここで本稿が用いるそれぞれの仮説の呼称は、本稿が独自に、議論を進めるにあたっての便宜上の観点から用いているものである。ハーストが実際に各仮説を呼ぶ際には、これらの呼称を用いているわけではない。

参考文献

- Carpenter, L.P. (1973) *G.D.H.Cole: AN INTELLECTUAL BIOGRAPHY*, London: Combridge Univesity Press.
- Cole, G.D.H. (1920a) *Guild socialism re-stated*, London: L. Parsons (白川威海訳 [1923] 『ギルド社会主義の理論と政策』, 内外出版株式会社)。
(1920b) *Social Theory*, London: Methuem (村上啓夫訳[1923] 『社会理論』 『世界大思想全集45』 所収, 春秋社)。
(林健太郎他訳[1957]) 『イギリス労働運動史』, 岩波書店。
- 福地潮人 (1999) 「現代ガヴァナンスとアソシエーション: アソシエーティヴ・デモクラシーの議論を中心に」(『立命館産業社会論集』第35巻第3号, 43-63頁)。
(2001) 「ポール・ハーストの経済および社会福祉ガバナンス・モデルに関する一考察: ア

- ソシエティブ・デモクラシーの可能性を求めて」(『立命館産業社会論集』第37巻第2号, 63-88頁)。
- 早川 誠 (2001)「代表制を補完する：P.ハーストの結社民主主義論」(東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第52巻第3号, 59-83頁)。
- Hirst, P. (1990) *Representative democracy and its limits*, Cambridge: Polity Press.
- ed. (1993) *The Pluralist theory of the state : selected writings of G.D.H. Cole, J. N. Figgis, and H. J. Laski*, London: Routledge.
- (1994) *Associative democracy: new forms of economic and social governance*, Cambridge: Polity Press.
- ホブズボーム, E.J. (鈴木幹久, 永井義雄訳[1968])『イギリス労働史研究』, ミネルヴァ書房。
- 池上 惇 (1983)「なぜ, いま, G.D.H.コールなのか?」(『財政学研究』第8号, 9-11頁)。
- 金子光一 (2000)「市民社会の民主制のあり方に関する一考察：ギルド社会主義とフェビアン社会主義」(『淑徳大学社会学部研究紀要』第34号, 1-13頁)。
- 日下喜一 (1984)『多元主義の源流：J.N.フィッギスの政治思想』, 早稲田大学出版部。
- Latham, E (1952) "The Group Basis of politics: Notes for a Theory," *The American Political Science Review*, Vol. XLVI, June.
- Morton, A.L. and G.Tate (1956) *THE BRITISH LABOUR MOVEMENT 1770-1920: A HISTO-*
- RY*, London: Lawrence and Wishart LTD.
- 室伏高信 (1920)『ギルド社会主義 (第1巻創生及び建設)』, 批評社。
- ニコルス, D. (日下喜一他訳[1981])『政治的多元主義の諸相』, 御茶の水書房。
- 中野 実 (1997)『現代国家と集団の理論：政治的ブルラリズムの諸相』, 早稲田大学出版部。
- 岡 真人 (1979)「G.D.H.コールにおけるギルド社会主義像の成立」(『一橋論叢』第82巻第3号, 52-70頁)。
- 小坂直人 (1984)「産業発展と社会化思想：ギルド・ソシアリズム研究 (1)」(『北海学園大学経済論集』第34巻第3・4合併号, 141-153頁)。
- Penty, Arther J. (1917[1996]) *Old World for New: A Study of the Post-Industrial State*, London: Pickering and Chatto.
- 捧 堅二 (1997)「政治的多元主義とアソシエーション ポール・ハーストの政治理論」(『季報唯物論研究』第17巻夏 第61号, 22-43頁)。
- 武井 昭 (1985)「ギルド社会主義とコルポラティズム (上)：福祉国家のオルタナティブの可能性」(『高崎経済大学論集』第27巻第3・4合併号, 59-82頁)。
- Warren, M.E. (2001) *Democracy and association*, Princeton: Princeton University Press.
- Wright, A.W. (1979) *G.D.H.COLE and Socialist Democracy*, Oxford: Clarendon Press.

Towards the Revival of Associationalism: Critical Analysis of Hirst's Interpretation of G.D.H. Cole's Social Theory

Shioto FUKUCHI *

Abstract: The purpose of this paper is to critique P. Q. Hirst's interpretation of English classical associationalist G. D. H. Cole's social theory. Hirst claims that Cole's normative assumptions about associations are "unwarranted" and "unjustified." However, Hirst views associations as service providers in his associational alternative governance model. On this point, we can say that Hirst and Cole share a similar view of associations, because Cole also emphasizes the importance of service-providing associations, which he calls "administrative associations." We think such a view of associations is incorrect. Ignoring this incorrect view will hinder the real revival of associationalism.

Keywords: Associative democracy, P. Q. Hirst, G.D.H.Cole, Guild socialism

* Graduate Student, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University